

四万十市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 6 月

四万十市通学路安全対策連絡協議会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降に相次いで発生した登下校中の児童生徒等の交通事故を受け、平成25年12月に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁から、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の通知がありました。

これを受け、本市では、平成27年7月に「通学路の交通安全の確保に係る事務処理要綱」を定め、警察、道路管理者、教育委員会による危険個所の合同点検や対策を講じているところですが、これを着実、かつ、継続的に実施するため、この度「四万十市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関がより一層連携して、児童生徒が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組めます。

2 通学路安全対策連絡協議会の設置

以下をメンバーとする「四万十市通学路安全対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、本プログラムを推進していきます。

なお、事務局は四万十市教育委員会学校教育課に置くものとします。

団体・機関等
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 道路管理課
高知県幡多土木事務所 維持管理課
中村警察署 交通課
四万十市 まちづくり課
四万十市教育委員会 学校教育課

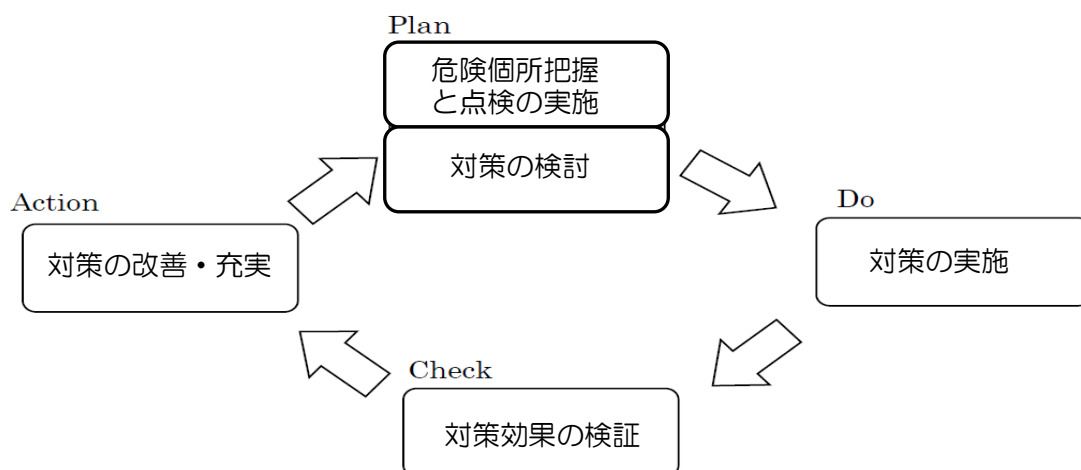
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、「通学路の交通安全の確保に係る事務処理要綱（四万十市教育委員会告示第7号）」に基づき、学校等が抽出した危険個所について、連絡協議会による合同点検及び対策の検討、対策の実施、対策効果の検証、検証結果による対策の改善等に取り組めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 危険個所の把握と合同点検

次のとおり危険個所の把握に努めるとともに随時、合同点検を実施します。

① 危険個所の把握

通学路における危険個所の把握については、学校長が、保護者や地域住民の意見を聴取したうえで、当該学区の通学路の安全を確認し、毎年度9月までに四万十市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告する。また、学校長以外から通学路の危険個所について情報を得た場合は、その都度、関係校と市教委が内容を確認する。

② 合同点検の実施

上記により把握した危険個所について、連絡協議会と学校等による合同点検を実施し、対策が必要かどうかを判断します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果、対策が必要と判断された箇所については、関係機関がそれぞれの役割に応じて、箇所ごとにハード面（歩道整備、防護柵設置など）、ソフト面（交通規制、交通安全教育など）双方からの具体的な対策について検討します。

(4) 対策の実施

関係機関それぞれにおいて実施可能な対策から順次実施します。なお、実施にあたっては、対策が円滑に進むよう必要に応じて、関係機関及び学校関係者の相互協力のもと取り組みます。

(5) 対策効果の検証

対策実施後の箇所については、関係する学校に対し「安全性は向上したか」「改善の必要性はないか」などについての評価を依頼し、対策の効果を検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策の成果と課題を明確にするとともに、継続して対策内容の改善・充実に努めます。

4 取組内容の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、四万十市公式ホームページ等で公表します。

四万十市通学路交通安全プログラム フロー図

